

介護給付適正化計画 (平成30～32年度)

平成29年11月
函館市保健福祉部

1	介護給付適正化計画の基本的な考え方	1
2	第3期(平成27～29年度)の検証	1
3	現状と課題	3
4	今期(平成30～32年度)の取組方針と目標	5

1 介護給付適正化計画の基本的な考え方

適正化事業については、都道府県が介護保険事業の健全かつ円滑な事業運営を図るために必要な助言・援助を行うべき立場にあることを踏まえ、これまで三期にわたり、各都道府県が介護給付適正化計画を策定し、都道府県と保険者（市町村等）が一体となって適正化に向けた取組を推進してきましたが、平成29年の介護保険法改正により、市町村が介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策およびその目標を定めるものとされたことから、本計画を策定するものです。

2 第3期（平成27～29年度）の検証

北海道が作成した第3期北海道介護給付適正化推進要綱に基づき、国の指針に掲げる主要5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」に取り組んでいます。

「要介護認定の適正化」は、要介護認定の変更認定または更新認定に係る認定調査の内容について、市の担当職員が訪問または書面等の審査を通じて点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ることとしており、平成27年度19,880件、平成28年度19,904件実施しました。

「ケアプランの点検」は、介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について、資料確認または訪問調査を行い、利用者が必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善しようとするものであり、平成27年度16件、平成28年度6件実施しました。

「住宅改修等の点検」について、「住宅改修の点検」は、改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を排除することとしており、平成27年度113件、平成28年度111件実施しました。「福祉用具購入・貸与調査」は、利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を排除し、利用者等の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めることとしており、平成27年度7,076件、平成28年度6,654件実施しました。

「縦覧点検・医療情報との突合」は、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うこと、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複

請求の排除等を図ることとしており、平成27年度18,606件、平成28年度677件実施しました。

「介護給付費通知」は、受給者に対し事業者からの介護報酬の請求および費用の給付状況等について通知することにより、利用者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげようとするものであり、平成27年度30,771件、平成28年度31,697件実施しました。

要介護認定の適正化

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定調査票の点検件数(件)	19,880	19,904	18,997

ケアプランの点検

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
点検件数(件)	16	6	24

住宅改修等の点検

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住宅改修の点検件数(件)	113	111	120
福祉用具購入・貸与調査件数(件)	7,076	6,654	7,594

縦覧点検・医療情報との突合

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
点検件数(件)	18,606	677	37,214

※平成29年度は平成28年度実施予定だった18,214件を合わせた見込です。

介護給付費通知

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通知件数(件)	30,771	31,697	39,774

3 現状と課題

適正化事業の実施体制について、職員による対応と委託により実施しています。

要介護（要支援）認定者数について、増加傾向でしたが、平成 29 年 4 月からの介護予防・生活支援サービス事業の実施に伴い、基本チェックリストによる訪問型サービスおよび通所型サービスの利用が可能となったことから、平成 29 年度の要介護（要支援）認定者数は減少となっています。

サービスの利用状況について、増加傾向でしたが、平成 29 年 4 月からの介護予防・生活支援サービス事業の実施に伴い、居宅サービスの介護予防訪問介護と介護予防通所介護の利用者が、訪問型サービスおよび通所型サービスへ移行したことから、平成 29 年度は減少となっています。

適正化事業の実施状況について、主要 5 事業全てに取り組んでいます。

「要介護認定の適正化」について、認定調査票全件の点検を実施しています。

「ケアプランの点検」について、無作為に抽出したケアプランと指導担当課からの情報を受け実施しています。

「住宅改修等の点検」について、「住宅改修の点検」は受領委任*していない業者による住宅改修や改修費の額等を勘案し、委託の上、建築士（技師）等の有資格者が点検を実施しています。「福祉用具購入調査」は無作為に抽出し訪問調査を実施しています。「福祉用具貸与調査」は北海道国民健康保険団体連合会の適正化システムを活用し全件実施しています。

「縦覧点検・医療情報との突合」について、全件実施しており、平成 29 年 7 月審査分からは北海道国民健康保険団体連合会へ委託しています。

「介護給付費通知」について、利用者全員に対し 6 月と 12 月に通知しています。

事業者の状況について、介護サービス事業所数は横ばいです。

平成 29 年 4 月からの介護予防・生活支援サービス事業の実施に伴い、要介護（要支援）認定者数および居宅サービス利用者数は減少に転じましたが、平成 30 年度以降再び増加が見込まれ、適正化事業の業務も増加すると見込まれることから、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」の「福祉用具購入調査」と「福祉用具貸与調査」の委託が可能な業務は、状況に応じ委託化を進める必要があります。

* 受領委任：介護保険における福祉用具購入費または住宅改修費の支払いの際に、保険給付対象の 1 割（2 割）分を利用者が業者に支払い、保険給付対象の 9 割（8 割）分を利用者からの委任に基づき市が業者に支払う制度です。

適正化事業の実施体制

区分	体制
要介護認定の適正化	職員3人
ケアプランの点検	職員3人
住宅改修等の点検(住宅改修の点検)	職員1人, 委託
住宅改修等の点検(福祉用具購入調査)	職員1人
住宅改修等の点検(福祉用具貸与調査)	職員1人
縦覧点検・医療情報との突合	職員2人, 委託
介護給付費通知	職員1人

要介護(要支援)認定者数

区分	実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定者数(人:9月末現在)	19,272	19,747	19,529

サービスの利用状況(月平均)

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス利用者数(人)	11,923	12,441	11,400
地域密着型サービス利用者数(人)	1,915	2,722	2,900
施設サービス利用者数(人)	2,226	2,233	2,230

適正化事業の実施状況

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要介護認定の適正化	○	○	○
ケアプランの点検	○	○	○
住宅改修等の点検(住宅改修の点検, 福祉用具購入・貸与調査)	○	○	○
縦覧点検・医療情報との突合	○	○	○
介護給付費通知	○	○	○

事業者の状況

区分	実績		
	平成28年3月末現在	平成29年3月末現在	平成29年9月末現在
介護サービス事業所数(か所)	602	610	608

4 今期（平成 30～32 年度）の取組方針と目標

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことにより、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め持続可能な介護保険制度の構築に資するという考えを基に、国の「介護給付適正化計画」に関する指針に掲げる主要 5 事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」に取り組みます。

「要介護認定の適正化」について、認定調査票全件の点検を実施します。不備が認められた場合、その都度認定調査員に確認し、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の平準化を図ります。

「ケアプランの点検」について、平成 30 年度 60 件、平成 31 年度 80 件、平成 32 年度 100 件の点検を実施します。利用者の状態に応じたケアプランが作成されていないと認められた場合、担当ケアマネジャーに対し助言を行うほか、必要に応じケアプランの見直し、居宅介護支援事業所への助言などを行います。また、ケアマネジャーを対象とした研修を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

「住宅改修等の点検」について、「住宅改修の点検」は年間 100 件の点検を実施します。受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修が認められた場合、工事施工業者や担当ケアマネジャー等に対し再指導を行い、改修工事のやり直しを指示します。「福祉用具購入調査」は年間 70 件実施します。不適切または不要な福祉用具購入が認められた場合、必要に応じ追加資料の請求や、訪問により確認し、利用者等の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。「福祉用具貸与調査」は適正化システムを活用し毎月全件実施します。不適切または不要な福祉用具貸与が認められた場合、担当ケアマネジャーからの聴取等を行い、利用者等の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。また、市のホームページ等で介護保険の住宅改修事業および福祉用具購入・貸与事業の周知を図るとともに、受付時の審査を強化し、不適切または不要な利用を未然に防止します。

「縦覧点検・医療情報との突合」について、引き続き委託により全件実施します。介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。また、各事業者に対し誤請求や重複請求の事例などを紹介し、注意喚起を促します。

「介護給付費通知」について、利用者全員に対し 6 月と 12 月に通知します。利用者から問合せがあった場合は、担当ケアマネジャーや事業者を確認し、誤りがあった場合は過誤処理を行います。

要介護認定の適正化

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認定調査票の点検件数(件)	全件	全件	全件

ケアプランの点検

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
点検件数(件)	60	80	100

住宅改修等の点検

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
住宅改修の点検件数(件)	100	100	100
福祉用具購入調査件数(件)	70	70	70
福祉用具貸与調査件数(件)	全件	全件	全件

縦覧点検・医療情報との突合

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
点検件数(件)	全件	全件	全件

介護給付費通知

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通知件数(件)	利用者全員に対し年2回		